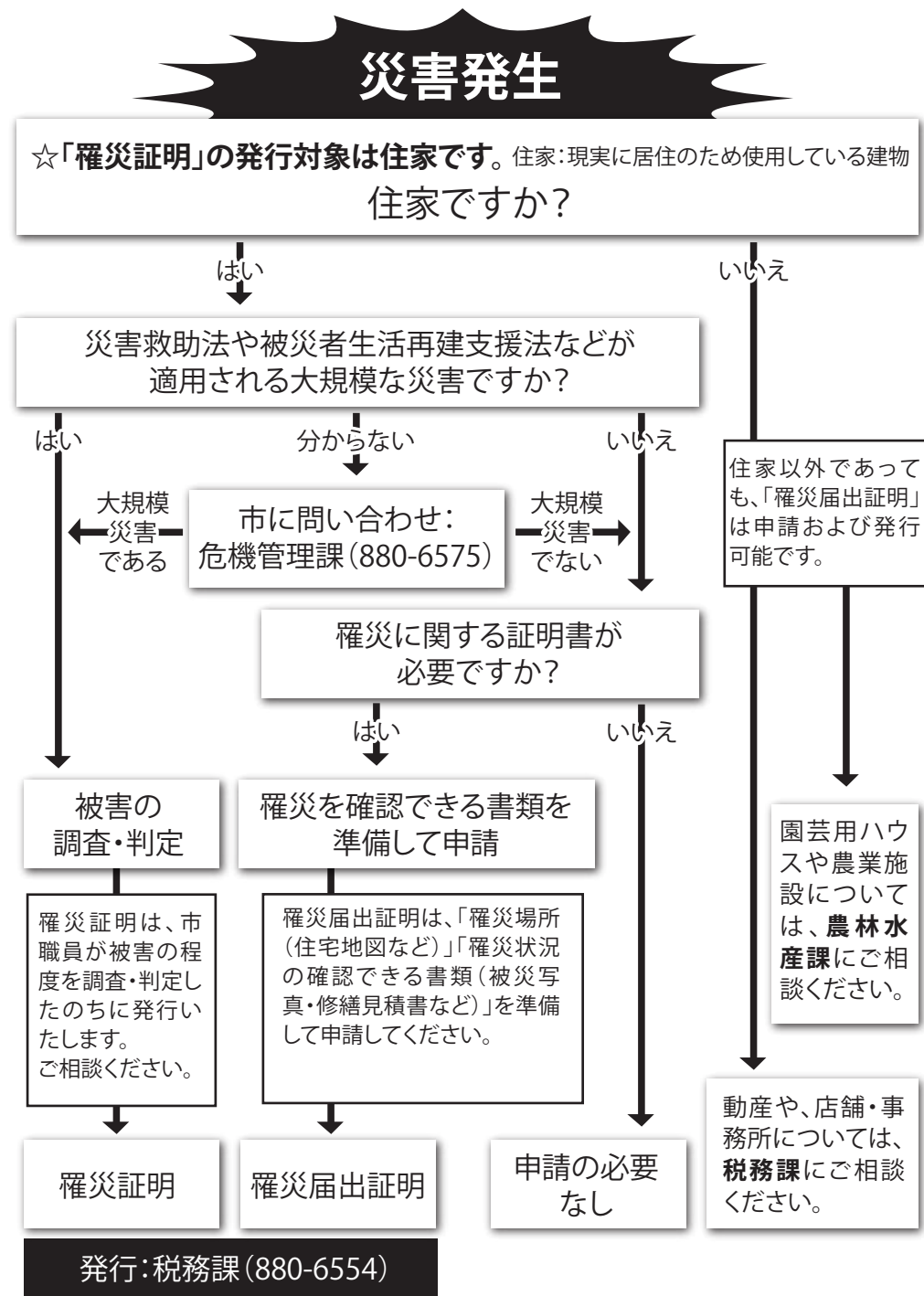


- ☆大規模災害に至らない風水害などの場合は、「罹災届出証明」を発行します。
- ☆災害対策基本法以外での、罹災に関する証明の発行については、用途・目的、対象物（施設・設備などの種類）により、お問い合わせ先（担当課）が変わってきます。

まずは、証明の提出を求めている依頼元によくご相談ください。

自然災害により、家屋に被害が出た場合の保険金請求や共済金請求には、市の発行する「罹災証明」や「罹災届出証明」を必要としないことが多いため、ご加入の保険・共済に確認してください。



詳しくは… 危機管理課：☎880-6575 税務課：☎880-6554
農林水産課：☎880-6559

生活再建のために「罹災証明」を発行します

南海トラフ地震などの大規模災害時には、災害対策基本法に基づき、

ご存知ですか？

被災宅地 危険度判定 被災建築物 応急危険度判定

■被災宅地 危険度判定

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などで、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地の被害状況を迅速かつ確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆様へ情報提供を行うことにより、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。

被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカー（A3サイズ）を見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全性を識別できるようにします。

平成28年の熊本地震の際は、本県の被災宅地危険度判定士延べ135名が、被災市町村（熊本市、益城町、南阿蘇村など）へ派遣され、約19,000件の判定が行われました。



判定ステッカーには、対処方法の簡単な説明や、二次災害防止の処置も明示します。また、問い合わせ先も表示しています。

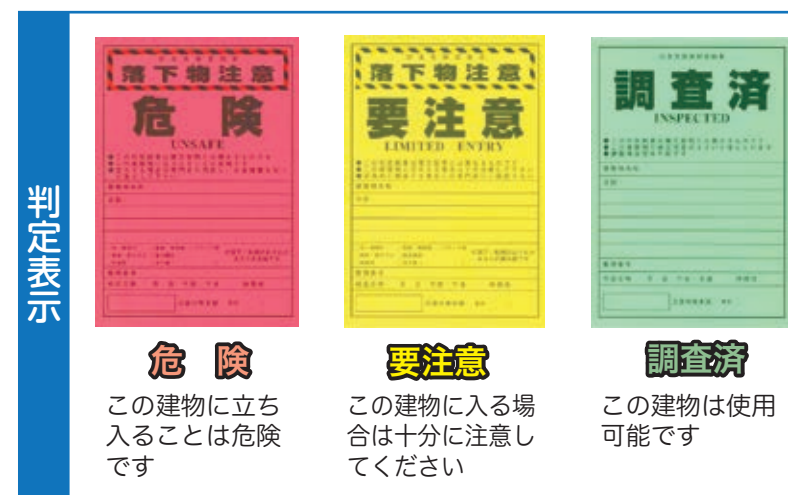
なお、判定は造成された宅地の擁壁や斜面等の確認を行うもので、罹災（りさい）証明に係る調査や、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

■問い合わせ／
都市整備課 ☎880-6582

■被災建築物 応急危険度判定

大きな地震が起きると、建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても耐震性が低下するなどの影響を受けている可能性があります。これらの建物は、その後の余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。

このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行して、できるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。応急危険度判定は、国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。判定結果は3種類の判定ステッカー（A3サイズ）を建物の出入口などに表示します。



その他の地震発生後の建物に関する判定として次のようなものがあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

■住家被害認定…「罹災（りさい）証明書」を発行する目的で、住家の被害程度を認定するもの

■被災度区分判定…建物の復旧対策を検討する目的で、応急危険度判定後に、建物の被災度を詳細に判定するもの

■問い合わせ／
住宅課 ☎880-6558

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力ください。